

東アジア世界の変化

1唐の衰退・滅亡[907]→五代十国(2吳越国など)の分裂 →3宋 (北宋)の統一[960]

※東アジア { 4新羅[~934]→5高麗 [918~]
 世界に影響 { 6渤海[~926]→7契丹 (遼) [916~]
 さらに北(沿海州地方)に8女真族が台頭

【日本との関係】

(a) 遣唐使の途絶…9894年に派遣計画→中止(10菅原道真の建議)

(b) 11唐や宋の商船が12博多に頻繁に来航

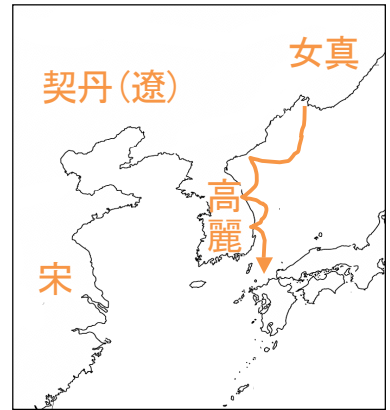
→書籍・陶磁器・薬品などを輸入、金・硫黄などを輸出

☆僧侶も商船で宋へ渡る

例 13 ちやうねん 齋 然 (987帰国)…釈迦如来像を持ち帰る(→京都嵯峨の清涼寺)

(c) 14 刀伊の入寇 [1019]…女真人が北九州を襲撃

→大宰権帥 15 ごんのそち 藤原隆家 (藤原伊周(→古代15)の弟)が北九州の武士を率いて撃退



10世紀の東アジア

資料 成人男子のほとんどいない戸(902年阿波国戸籍)

戸主	物部広成	年七九歳
妻	家部春野売	年七六歳
妾	家部稻蘭売	年六五歳
女	物部乙売	年五四歳
女	物部広成売	年四九歳
女	物部吉刀自売	年五〇歳
女	物部成刀自売	年四八歳
女	物部乙吉売	年五〇歳
女	物部乙古売	年三八歳
女	物部刀自売	年三八歳
女	物部乙刀自売	年三七歳
女	物部乙子売	年三七歳
孫	物部雄屎売	年三三歳
孫	物部全屎売	年二七歳
妹	物部花売	年七五歳
姉	物部玉依売	年八六歳
妹	物部吉売	年四六歳
物部五月売		年八四歳
物部花刀自売		年七五歳
家部蘇磨		年八三歳
妻	物部秋売	年七七歳
物部広吉	年五四歳	
男	物部広磨	年一〇歳
弟	物部広繼	年四七歳
弟	物部子益	年四一歳
女	葛木古刀自売	年七九歳
凡直玉門売		年九〇歳
妹	物部広直売	年五〇歳
妹	物部直刀自売	年五〇歳
妹	物部万売	年四八歳
妹	物部秋売	年三二歳

地方政治と財政方針の転換

(1) 10世紀初頭(醍醐朝)の改革…藤原時平政権

16⁹⁰² 17^{班田の実施(最後の班田)} <例> 902. 阿波国戸籍(男59、女376)

18^{延喜の荘園整理令}…最初の荘園整理令 勅旨田や違法な荘園の停止など

→改善せず <例> 19^{三善清行}の20^{意見封事十二箇条(914)}…地方の実情を醍醐天皇に報告

(備中国瀬磨郷の課税人口は8世紀1900人→866年70→893年9→911年0人)

(2) 地方制度の転換…藤原忠平政権(10世紀)以後 ←律令制の破綻

A. 課税対象の転換…21^人から22^{土地}へ(23^{人頭税}から24^{土地課税}へ)

実際に田地を占有している有力農民に耕作と納税を24^{請け負わせる}

田地には占有者の名をつけ、これを25^名(26^{名田})と言う
請け負う有力農民を26^{田堵}または27^{負名}と言う。…28^{負名体制(名体制)}
…特に占有面積の大きい者を29^{大名田堵}と言う

※負担: 30^{官物}…租・庸・調・公出挙にかわる税 主に米

31^{臨時雑役}…雑徭にかわる税 労役負担

B. 朝廷は地方政治を32^{国司}に33^{委任}し、一定額の34^{税納入}を35^{請け負わせる}

朝廷は各国の34^{内政}には原則不干涉
→国司による過酷な収奪、地位の利権化、売位売官の横行
地方豪族は36^{国衙}(国司の役所)の役人(37^{在庁官人})になる
→郡衙の役割低下・解体

<例> 38^{成功}…私財で朝廷の儀式・寺社の造営費用を負担し、
代償として官職を得ること

39^{重任}…国司などに(そのまま)再任すること

40^{受領}…国司の長官(ふつうは守・常陸・上野・上総は介)

現地へ赴任 収奪が過酷で強欲の象徴とされた。

<例> 「39^{尾張国郡司百姓等解文}」[988]

…受領(40^{藤原元命})は地方豪族・有力農民に訴えられて罷免

41^{藤原陳忠}(信濃守)…「42^{受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ}」(『今昔物語集』)

受領は多くの中級下級貴族にとって貴重で重要な役職(高位高官は摂関家が独占)

→狭き門 →成功の横行 →摂関家に富が集中

※現地に赴任しないことを43^{遙任}という→44^{目代}を派遣 国衙を45^{留守所}という

正誤問題練習 <大学入試センター1992年本試験より>

- ① 平安時代には、朝廷の行事や造営の費用を負担して国司の地位を得る成功が行われた。
- ② 平安時代の国司は、とくに中下級の貴族たちが就任を望む官職であった。